2026年11月10日

各　位

会　社　名　　株式会社ＳＵＢＡＲＵ
代 表 者 名　　代表取締役社長　大崎　篤
（コード番号：7270　東証プライム）
問 合 せ 先　　財務ＩＲ部長　野口　拓馬
（ＴＥＬ　03－6447－8825）

株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、当社の管理職である一部の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することに伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

＜本制度の導入について＞

１．導入の背景

当社は既に、取締役（社外取締役および常勤監査等委員を除く。）及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）を対象に、当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブ付け及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。今般、対象従業員に当社の株式を給付し、対象従業員自身が株主となることで、対象取締役等と対象従業員が一丸となって株主の皆様と同じ目線に立ち、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的に、本制度を導入することとしました。

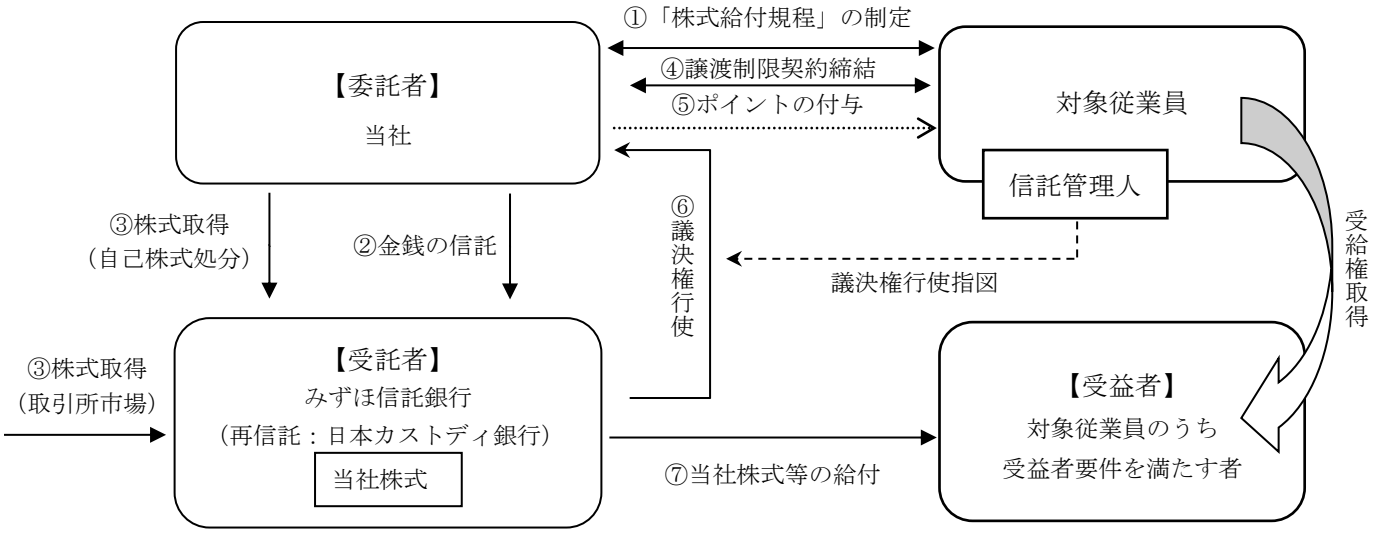
２．本制度の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の対象従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、対象従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、対象従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、一定の期間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、対象従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

② 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 対象従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、一定の期間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

⑤ 当社は、株式給付規程に基づき対象従業員にポイントを付与します。

⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

⑦ 本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

＜本自己株式処分について＞

３．処分の概要

（１） 処分期日	2026年12月21日
（２） 処分する株式の種類及び数	普通株式158,000株
（３） 処分価額	１株につき金2,789.5円
（４） 処分総額	440,741,000円
（５） 処分予定先	株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）
（６） その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

（注）処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の対象従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

４．処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）に対し、自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社の対象従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2027年３月末日で終了する事業年度から2031年３月末日で終了する事業年度までの５事業年度分）であり、2026年９月30日現在の発行済株式総数717,335,273株に対し0.02%（2026年９月30日現在の総議決権個数6,892,229個に対する割合0.02%（いずれも小数点第３位を四捨五入））となりますところ、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

５．本信託の概要

（１）名称　：株式給付信託（J-ESOP-RS）
（２）委託者　：当社
（３）受託者　：みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
（４）受益者　：対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
（５）信託管理人　：当社の従業員から選定
（６）信託の種類　：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
（７）信託の目的　：株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
（８）信託契約の締結日　：2026年12月21日
（９）金銭を信託する日　：2026年12月21日
（10）信託の期間　：2026年12月21日から信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

６．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,789.5円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以　上